

青森県報

第三百七十四号

令和三年
十月十八日
(月曜日)

目次

- 家畜伝染病の発生……………(畜産課) ……一
 - 漁業災害補償法による加入区の設定の一部改正……………(水産振興課) ……一
 - 漁船保険付保義務の発生……………(同) ……二
- 公 告
- 農地を利用する権利の設定の裁定……………(構造政策課) ……二
 - 建設業者の許可の取消し……………(東青地域) ……三
 - 右 同……………(中南地域) ……三
 - 右 同……………(同) ……三
 - 右 同……………(三八地域) ……三
- 出先機関
- 土地改良区の役員の就任及び退任……………(西北地域) ……四
 - 土地改良区の役員の退任……………(下北地域) ……四

告 示

青森県告示第七百一号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第十三条第一項の規定により

家畜伝染病について次のとおり届出があったので、同条第四項の規定により公示する。

令和三年十月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜、疑似患畜	頭数	発生場所又は区域	発生日
ヨーネ病	牛	患畜	一	上北郡七戸町	令和三年十月五日

青森県告示第七百二号

昭和五十年九月六日青森県告示第六百六十六号(漁業災害補償法による加入区の設定)の一部を次のように改正する。

令和三年十月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

二の表八戸第一区域の項を次のように改める。

八戸第一区域
八戸みなど漁業協同組合の地区のうち、八戸市の区域及び市川漁業協同組合の地区

うち甲の地区
市川漁業協同組合の区域

うち乙の地区
甲の地区を除く区域

- 1 総トン数十トン以上百トン未満の漁船により行う底びき網漁業及び総トン数二十トン以上百トン未満の漁船により行うまき網漁業であつて、乙の地区の者が行う漁業
- 2 総トン数二十トン以上百トン未満の漁船により行ういかつり漁業であつて、乙の地区の者が行う漁業
- 3 総トン数十トン以上二十トン未満の漁船により行ういかつり漁業であつて、乙の地区の者が行う漁業
- 4 小型定置漁業及び甲の地区の者が行う総トン数十トン未満の漁船により行う漁業であつて、主としていかつり漁業であつて、乙の地区の者が行う漁業
- 5 総トン数十トン未満の漁船により行う漁業であつて、主としていかつり漁業であつて、乙の地区の者が行う漁業
- 6 総トン数五トン以上十トン未満の漁船により行う漁業であつて、主としていかつり漁業であつて、乙の地区の者が行う漁業
- 7 総トン数五トン未満の漁船により行う漁業であつて、主として籠漁業であつて、乙の地区の

二の表尻労区域の項を次のように改める。

尻労区域 尻労漁業協同組合の地区	<p>9 者が行う漁業 8 総トン数十トン未満の漁船により行う漁業であって、主として刺網漁業であって、乙の地区の者が行う漁業</p> <p>9 総トン数十トン未満の漁船により行う漁業であって、主として一本釣漁業であって、乙の地区の者が行う漁業</p> <p>1 総トン数二十トン未満の漁船により行う漁業であって、主としていかづり漁業</p> <p>2 総トン数十トン未満の漁船により行う漁業であって、主として一本釣漁業</p> <p>3 総トン数十トン未満の漁船により行う漁業であって、主として刺網漁業</p> <p>4 底建網漁業</p> <p>5 さげます定置漁業</p> <p>6 総トン数十トン未満の漁船により行う漁業であって、主として籠漁業</p>
---------------------	---

青森県告示第七百三三号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条の二第二項の規定による次の発起人の次の加入区に係る届出について審査した結果、同法第百十二条第一項の規定による同意があつたと認めたので、同法第百十二条の二第三項の規定により公示する。

令和三年十月十八日

青森県知事 三村 申吾

発起人の住所及び氏名	加入区の名称
青森市大字小橋字田川二六 青森市大字四戸橋字磯部四〇の九八 青森市大字後潟字大原八七の三	後潟
山口隆治 工藤徳光 西谷文昭	

公 告

農地を利用する権利の設定の裁定

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十一条第二項において読み替えて準用する同法第三十九条第一項の規定により、次のとおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）を設定すべき旨の裁定をしたので、同法第四十一条第三項の規定により公告する。

令和三年十月十八日

青森県知事 三村 申吾

一 利用権を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
南津軽郡藤崎町大字若松字早稲田二四	田	三、四六八

二 利用権の内容

賃借権

三 利用権の始期及び存続期間

利用権の始期	存続期間
令和三年二月一日	五年

四 借賃に相当する補償金の額

二万三千五百円

五 補償金の支払の方法

利用権の始期までに青森地方法務局弘前支局に補償金を供託すること。

六 利用権を設定すべき農地の所有者等に係る情報

平成二十四年一月に登記名義人が死亡し、所有者が確知できない状態となつてい

る。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和三年十月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 住宅環境研究所イアモク
- 二 氏名 駒井健弘
- 三 主たる営業所の所在地 青森市堤町一丁目三の一九
- 四 許可番号 青森県知事許可（般―二八）第一〇〇八二二号
- 五 取消年月日 令和三年九月二十一日
- 六 取消しに係る建設業の許可 解体工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実 令和三年六月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和三年十月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 沈陽技研株式会社
- 二 代表者の氏名 石岡拓也
- 三 主たる営業所の所在地 平川市猿賀浅井二二の一

四 許可番号 青森県知事許可（般―二）第二〇〇五〇一号

五 取消年月日 令和三年九月九日

六 取消しに係る建設業の許可

土木工事業、鋼構造物工事業及び舗装工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和三年八月十七日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和三年十月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 (株) RELIFE
- 二 代表者の氏名 神泰裕
- 三 主たる営業所の所在地 黒石市一番町一九五リライフA
- 四 許可番号 青森県知事許可（般―三〇）第一〇〇九三九号
- 五 取消年月日 令和三年九月十六日
- 六 取消しに係る建設業の許可

建築工事業、大工工事業、左官工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和三年九月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和三年十月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社エービーシージャパン東日本
- 二 代表者の氏名 小田寿晶
- 三 主たる営業所の所在地 八戸市桔梗野工業団地二丁目一二の三五
- 四 許可番号 青森県知事許可(般―二九)第三〇〇〇九六号
- 五 取消年月日 令和三年九月二十一日
- 六 取消しに係る建設業の許可
土木工事業及びとび・土工工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
令和三年九月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良区の役員の就任及び退任

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十七項の規定により、大田光土地改良区から、次のとおり役員の就任及び退任の届出があったので、同条第十八項の規定により公告する。

令和三年十月十八日

西北地域県民局長 畑 内 圭 一

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就 任 及 び 退 任 の 年 月 日
理 事	佐藤 幸一	つがる市牛潟町大田光七一の六四	令和 三・一〇・ 五就任
〃	佐藤 正明	下牛潟町鶴舞岬二八の二	

〃	工藤 俊典	〃	四二の一	〃
〃	工藤 長敏	〃	牛潟町大田光七一	〃
〃	佐々木 昭二	〃	牛潟町柏山一五	〃
〃	工藤 伊佐雄	〃	牛潟町村上四六	〃
〃	工藤 鶴美	〃	牛潟町大田光五九	〃
〃	山田 申一	〃	稲垣町繁田赤旗四六の一	〃
〃	工藤 正明	〃	牛潟町塚野沢七四の一七	〃
監 事	小山内 浩司	〃	牛潟町潟上四六の二	〃
〃	佐藤 誠	〃	下牛潟町鶴舞岬四三の一	〃
〃	鳴海 司	〃	牛潟町村上一の五	〃
〃	加藤 哲雄	〃	牛潟町塚野沢七四の九	〃
理 事	佐藤 幸一	〃	牛潟町大田光七一の六四	三・一〇・ 四退任
〃	佐藤 正明	〃	下牛潟町鶴舞岬二八の二	〃
〃	工藤 俊典	〃	〃 四二の一	〃
〃	工藤 長敏	〃	牛潟町大田光七一	〃
〃	佐々木 昭二	〃	牛潟町柏山一五	〃
〃	工藤 伊佐雄	〃	牛潟町村上四六	〃
〃	工藤 鶴美	〃	牛潟町大田光五九	〃
〃	山田 申一	〃	稲垣町繁田赤旗四六の一	〃
〃	工藤 正明	〃	牛潟町塚野沢七四の一七	〃
監 事	佐藤 誠	〃	下牛潟町鶴舞岬四三の一	〃
〃	鳴海 司	〃	牛潟町村上一の五	〃

土地改良区の役員の退任

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十七項の規定により、大田光土地改良区から、次のとおり役員の退任の届出があったので、同条第十八項の規定により公告する。

令和三年十月十八日

西北地域県民局長 佐藤 英 紀

理事	区役員の
奥野 國義	氏 名
むつ市大畑町正津川戦敷五二六の三	住 所
令和 三・八・二八	退任の年月日

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価 小口一枚二付十五円